

中央大学 会計人会 会報

発行所 中央大学会計人会

〒116-0003 東京都荒川区南千住5-25-14

税理士法人 荻野会計事務所内

発行人 会長 荻野 弘康



晴天一満開の観桜会（第38回）

天候不順の初春でしたが、(観桜会)は、天候に恵まれ、盛大に行われました。

今年、駿台会計人会が幹事会で、税法の研修会(国外財産制度と国際税務の実務-講師/税理士 渡辺敬之-駿台会副会長)から、懇親会まで懇切に設定して頂き、金井塚会長をはじめ、関係役員に心より御礼申し上げます。

中央大学からも、富岡名誉教授、間島教授(経理研究所所長)、大淵顧問、平川顧問をはじめ会員多数のご参加をいただきご祝辞を賜り、また、両会お友好会計人会からも多数ご参加賜り、盛会に行われましたこと重々御礼申し上げます。

結びには、恒例の校歌斉唱が行われ、青春時代に戻って両会とも元気に合唱しました。

富岡名誉教授には、会報へのご投稿をお願いしたところ、消費税アップや法人税減税に関する貴重なご投稿(別冊)をいただきました。

中大生時代に戻って、熟読いたしましょう。

会長 荻野 弘康

平成26年度税制改正の焦点～所得拡大促進税制について

副会長／日本税理士会連合会 税制審議会専門委員長 小池 正明

はじめに

現政権が標榜する成長戦略の一環として、企業収益の向上が雇用者の賃金上昇を促すための「所得拡大促進税制」が措置されています。この制度は、雇用者給与等支給額が基準年度と比較して一定割合以上増加させた場合には、その増加額の10%の税額控除ができるものです。この特例措置は平成25年度の税制改正で創設されたものですが、平成26年度改正において、普及を図るため、適用要件が緩和されました。中小企業においても活用できる可能性が高まりましたので、制度の留意点にふれておくこととします。

1. 適用要件のポイント

この制度の適用要件は、次の3つで、適用年度において全てを満たす必要があります。

- ① 適用年度(当期)の国内雇用者に対する給与等の支給額の増加割合が基準年度(3月期決算法人の場合は平成25年3月期)に比して2%以上であること(平成27年4月1日前に開始する適用年度の場合)。
- ② 適用年度(当期)の雇用者給与等の支給総額が前期の支給総額以上であること。
- ③ 適用年度(当期)の平均給与等支給額が前期の平均給与等支給額を超えること。

2. 平成26年度の改正ポイント

上記の要件について、平成26年度の改正では、①の給与支給額の増加割合が5%以上から2%以上とされたことによりハードルが低くなったのですが、同時に③の平均給与等の算定方法が見直されたことが重要です。

上記③について、改正前では、当期と前期の雇用者給与の額を全雇用者の人数を基に、単純に平均額を算出して比較していたのですが、改正後は「継続雇用者」に対する給与のみで平均額を算出し、前期を超えれば要件を満たすことになります。これは、退職者(高齢の退職者は

給与水準が高い)がいる前期と新規雇用者(新規雇用者の給与水準は低い)がいる当期の平均給与を比較すると、当期の平均給与が前期の平均給与を上回らないため、適用要件に該当しないという問題があったからです。

3. 継続雇用者の意識と給与等の範囲

実務上の留意点は、平均給与の算定の基礎となる「継続雇用者」の意義とその給与等の範囲です。「継続雇用者に対する給与等」とは、次のとおりです。

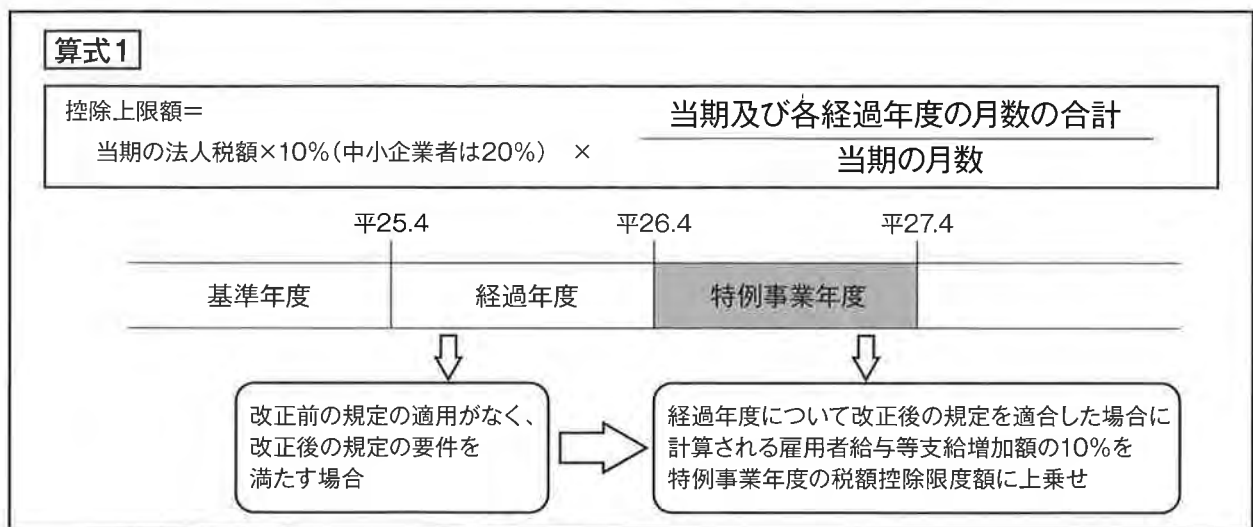
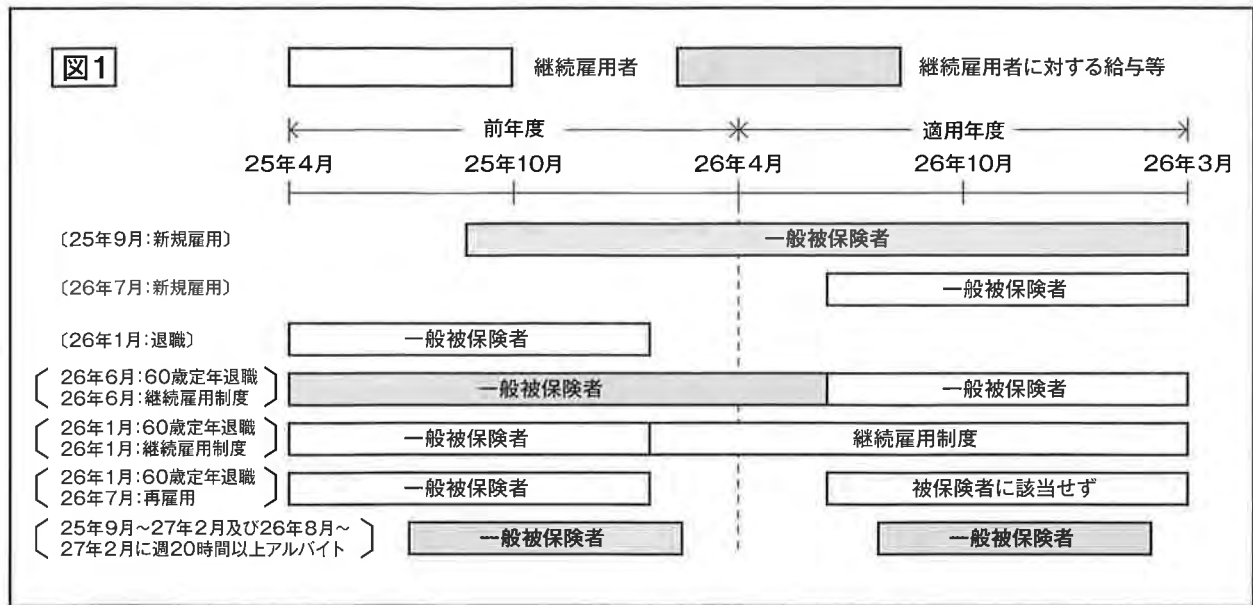
- ① 当期及び前期において給与等の支給を受けた国内雇用者に対する給与等のうち、雇用保険法の一般被保険者に対する給与等をいう。
- ② ただし、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の継続雇用制度に基づき雇用される者に対する給与等を除く。

これをイメージ図で示すと次のとおりです(図1参照)。図中の太線の部分が「継続雇用者」ですが、網掛け部分が「継続雇用者に対する給与等」ですから、その部分の給与等について前期分と当期分を抽出し、平均額を算出することになります。

4. 経過措置の留意点

適用要件を緩和した平成26年改正後の規定は、平成26年4月1日以後に終了する事業年度から適用するのが原則です。ただし、次のような経過措置があること留意する必要があります。

この場合の経過措置とは、平成25年4月1日以後に開始し、平成26年4月1日前に終了する事業年度(経過年度)に改正前の規定の適用がなく、改正後の規定の要件をすべて満たす事業年度(対象経過年度)である場合には、施行日(平成26年4月1日)以後最初に終了する事業年度において、経過年度を適用年度とみなした場合の雇用者給与等支給増加額(経過雇用者給与等支給右増加額)の合計額の10%相当額を税額控



除限度額に上乗せする、というものです。

要するに平成26年3月期（経過年度）に改正後の適用要件を満たす場合には、経過年度では税額控除の適用ではないが、翌期である平成27年3月期（特例事業年度）において、平成26年3月期の税額控除相当額を上乗せして控除できるということです。

なお、この場合の平成27年3月期における税額控除額は、次の金額を限度とします。

この場合の特例事業年度の控除限度額は、上記の算式（算式1参照）のとおりですから、例を示せば次のようになります。

- ・ 当期の月数……………12月
- ・ 経過年度の月数……12月

- ・ 当期の法人税額……500万円
- ・ 適用法人……………中小企業者

$$\begin{aligned} & \text{当期の法人税額の上限度額 } 500\text{万円} \times 20\% \\ & \times \frac{24\text{月}(=12\text{月}+12\text{月})}{12\text{月}} = 200\text{万円} \end{aligned}$$

注意したいのは、この経過措置は、改正後の規定を読み替えて控除限度額に上乗せするため、当期（特例事業年度）において改正後の規定の要件を満たさない場合には、上乗せ規定の適用もないことです。

役員

会 長

荻野弘康 (東京)

副会長

大江晋也 (東京) 小池正明 (東京)

鈴木康二 (東京) 鈴木康雄 (東京)

岩田克夫 (東京) 石亀邦俊 (東京)

高畑公一 (東京) 坂田純一 (東京)

徳重寛之 (東京) 岩本一志 (東京)

太田賢治 (愛知) 小林健彦 (栃木)

理 事

荒木慶幸 (日本橋) 八木沢秀夫 (足立)

小野浩道 (渋谷) 一之瀬由明 (品川)

安田京子 (日本橋) 大藤淑子 (立川)

大野 哲 (板橋) 大谷義幸 (大森)

宮本雄司 (本所) 松本憲人 (神田)

平川 茂 (神田) 佐久間淳 (中野)

新居之昌 (麻布) 小森輝於 (渋谷)

根岸克巳 (荒川) 富田光彦 (渋谷)

木村正二 (荒川) 塩沢靖典 (中野)

平山光洋 (中野) 吉田英一 (荏原)

若宮正英 (王子) 小林孝治 (王子)

会計監査

佐藤博司 (荒川)

小森輝於 (渋谷)

顧 問

富岡幸雄 (名誉教授)

大淵博義 (教授)

平川忠雄 (神田)

相談役

岡崎和雄 (東京)

山田淳一郎 (東京) 金子圭賢 (東京)

佐藤 寛 (東京) 松原弘明 (福岡)

朝倉文彦 (神奈川) 岩本俊雄 (熊本)

平成26年度 定時総会は6月12日
(中央大学駿河台記念会館) に
決まりました。
ご予約下さい。

